

地連会長 各位

公益財団法人 全日本弓道連盟
会長 増田 規一郎
(公印省略)

加盟団体分担金における実績割額算出基準の変更について (お願い)

平素から本連盟の諸事業に対し、格別のご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染症の影響により、依然として不透明な状況が続く中、本連盟では、令和2年度は中央事業(審査・講習・大会)をすべて中止しましたが、下期から感染症防止対策を講じた上で一部の事業(ビデオ対応での地方審査等)を再開し、全国弓友には修練の成果を披露いただく機会を設けるとともに収入の回復を図ってまいりました。

また、令和3年度は、事業形態の見直しによる経費削減、旅費交通費、及び管理費の削減等により費用圧縮を徹底し、損失の縮小を推進してまいります。

しかしながら、収入の大幅な減少による影響は依然として大きく、令和2年度決算における資産減少を大よそ2億円と見込んでおります。本年度も同様の状況となりますと本連盟の資産は債務超過となり弓道事業の推進に支障が生じる懸念もあります。本連盟理事会では、収入の増加策として、誠に遺憾ながら諸対策とあわせ、加盟団体分担金における実績割額算出基準の変更を行うことを決定いたしました。

地連会長、ならびに全国でご活動をされている地連会員の皆様には、大きなご負担をお掛けしますが、何卒、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

なお、本件につきましては、5月に開催を予定しております全国地連会長会議において、改めて、ご説明とお願いをさせていただきたく、ご理解の程よろしくお願い申し上げます。

記

1. 分担金の算出について

- (1) 均等割額、及び実績割額における前々年度中に納入された登録料(級位分を除く)の総額に実績率を乗じて得た額に変更はありません。
- (2) 加盟団体における登録会員数に係数を乗じ得た額の係数が2,000円に変更となります。

2. 分担金の納入時期について

- (1) 分担金規程第3条の納入期限につきましては変更いたします。
納入期限=令和3年12月末まで
なお、納入に支障がある場合には事務局にご一報をお願いいたします。

以上

◎本件の問合せ先

(公財)全日本弓道連盟事務局

担当 浅見・戸部

TEL 03-6447-2980

FAX 03-6447-2981

E-mail kanri3@kyudo.jp